



「時間雇用職員の夏季休暇3日要求」を 学長は拒否



組合は「夏季休暇に関し、日日雇用職員の3日に対し週5日勤務の時間雇用職員が1日である合理的理由が無いので、その職員についても3日にすること。」という要求をして、6月9日に学長交渉を行ないました。

これに対し、学長は

- 1) 附属病院の例を出し「看護助手として13名の時間雇用職員の人がいる。
- 2) 各病棟に一人で、この人が休むと看護師の仕事が増える
- 3) 3日連続の休暇を与えるのは勤務体制上からも困難である
- 4) 今年は1日で実施して様子を見たい
- 5) (学長としては) 同じような時間雇用職員については学内では同じにしたい。
- 6) 時間雇傭職員は、日々雇用職員の3年と異なり任用の長い人もいて、年次休暇の日数も雇用年数に応じて長くなっているため、日々雇用の人より休暇が少ないわけではない

ことを理由に、「時間雇用職員に関しても夏季休暇は1日でお願いしたい。」と回答しました。

組合としては

- ・就業規則は事業場単位で制定できるので、その様な事情のない松江事業場、出雲事業場については今年からでも3日の夏期休暇は実現できるはずである
- ・一部の職員の事情を盾にとって、多数の時間雇傭職員に日々雇用職員と差を付けるのは士気の点から言っても問題である
- ・(上記5)の理由は)就業規則が事業場単位で制定できる事からも納得できない

- ・病院事業場については今年度は1日で実施して様子を見ることでかまわないが、3日連続で与えなければならないことが、困難の理由であるなら、1日ずつ取得できるようにして貰いたい
 - ・変更するのが難しいところに合わせていたら改善に時間がかかるので、改善できるところから改善すべきではないか。
 - ・（対象人数の少ない）組合員だけでも3日を認めて欲しい
- と詰め寄りましたが、その事には耳を傾けようとせず、「松江キャンパスの時間雇用職員に関しても夏季休暇は1日でお願いしたい。」の一点張りでした。

今年1月の学長交渉で要求した「非常勤職員の夏期休暇」要求に対して、日々雇用職員に3日、時間雇用職員に1日が与えられることになったことは、交渉の成果であり、当局の対応にも一定の評価をしているところですが、今回の交渉に対しては「今年の施行の状況を見て前向きに検討したい。」という以上の回答は得られませんでした。今回の交渉は残念な結果に終わりましたが、組合は今後も粘り強く要求して行くつもりです。



知っていますか！！

自家用車を公務使用に！！

公務で自家用車を使わざるを得ない場合がこれまで頻繁にあったため、組合は事故等の補償問題などから大学側に「自家用車を公務使用に」と学長交渉で要求していました。このことに関して4月27日から自家用車の公務使用ができるようになりました。以下の条件がかなえば自家用車を公用車扱いに出来ます。詳しくは「国立大学法人島根大学職員の自家用車の公務使用に関する取扱規定」をご覧ください。また、不都合な点などがありましたら、組合のほうに申出てください。

公務使用条件：

- 3年間以上免許取り消し以上の処罰を受けていないもの。
- 車検を受けている車。
- 無制限対人賠償保険に入っている事。
- 1000万円以上の対物賠償保険に入っている事。
- 5000万円以上の同乗者賠償保険に入っている事。等です。

中国四国地区教研集会開かれる

第6回中国四国地区教職員研究集会在、平成17年6月4・5日(土・日)に徳島大学で開催されました。今年の大会は「国立大学法人化一年の検証」を統一テーマで開催されました。基調講演は、広島大学教職員組合執行委員長の佐藤清孝氏による「法人化1年の組合活動とその教訓」と題し、広島大学での法人化後の取組みが報告されました。



参加単組11(内オブザーバー参加単組2),
参加者42名,準備されたレポート13本でした。

第1日目

- 基調講演「法人化1年の組合活動とその教訓」佐藤清孝(広島大)
全体集会【テーマ】「国立大学法人化一年の検証 財務・運営に関して」
1. 山口大学からの山口税務署による(山口大学教職員組合への)税務調査の顛末(山口大)
 2. 法人化されてからの意識調査報告(島根大・徳島大)
 3. 大学の財政問題(島根大・徳島大)
 4. 法人化後の学長選挙(岡山大)

第2日目

- 全体集会【テーマ】「国立大学法人化一年の検証 教育・研究と職場環境に関して」
1. 人事評価制度について(高知大・徳島大)
 2. 4学期制について(高知大)
 3. 公務非常勤制度について(岡山大)
 4. 病院看護師問題について(徳島大)
- 全体集会【テーマ】「法人化後の組合員拡大に向けて」
1. 愛媛大学職員組合の結成とその後の活動(愛媛大)
 2. 今後の活動に対する意見交換会

教職員共済からのお知らせ

2005年度団体生命共済・医療共済の募集について

(共済期間：2005年8月1日～2006年7月31日)

加入者のみなさま

すでに満期のお知らせが郵送されています。更新内容についてご確認ください。

契約変更のない方：自動的に更新されます。

契約を変更される方：

変更

をまるで囲み、変更箇所をご記入ください。

ご契約者署名欄に自署してください。

継続しない方：

印字された契約一覧を大きく×(バツ)で消した上、「全部取り消し」と書いてください。

未加入のみなさま

教職員共済組合員の方：本部からリーフレット、加入申込書が郵送されています。
教職員共済未加入の方：組合に加入申込書があります。ご連絡ください。

新規・変更・取消いずれも6月20日までに投函してください。

詳細は組合までお問い合わせください。
内線 (9)2198, ダイヤルイン 32-6407
E-mail union-s@sula0043.soc.shimane-u.ac.jp